

## 現在の地下水汚染時の対応等

### 1. 現在の地下水汚染時の対応について

府では、地下水汚染<sup>1</sup>から人の健康を保護し生活環境を保全することを目的に、関係機関が協力して府域の地下水の汚染状況を把握し、発見された汚染について有効かつ適切な対策を講ずるために必要な事項を「大阪府地下水質保全対策要領」として定め、地下水汚染確認時には、速やかに周辺住民に対しその事実の周知と飲用指導を行うことや、必要に応じて対策会議を設置し、原因の究明や汚染範囲の確認のための調査（以下「周辺地区調査」という。）の方法、対策、指導内容について協議するものとしている（周辺地区に住居等がない等、実施の必要がないと判断される場合を除く。）。

ただし、飲用井戸等で汚染が発見された場合は、町村域では「大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領」及び「大阪府飲用井戸等の水質汚染事故処理要領」に従い、また、市域では、各市が定める同種の要領等に従い、措置するものとし、府内市町村に設置される飲用水を供給する井戸等の給水施設のうち、水道法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律及び大阪府特設水道条例の適用を受ける施設であって、地下水を水源とする施設（以下、「水道法等適用井戸等」という。）で汚染が発見された場合は、周辺地区調査の実施について、町村域では「大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領」及び「大阪府飲用井戸等の水質汚染事故処理要領」に準じ、また、市域では、各市が定める同種の要領等に準じ、措置するものとしている。

また、保健所を設置する市にあっては、事実の周知や飲用指導、対策会議の設置、周辺地区調査は、それぞれの所管するところにおいて措置するものとしている。

このほか、大阪府地下水質保全対策要領に基づく調査、対策、指導を円滑に実施するために必要な事項を「大阪府地下水質保全対策要領の運用」（以下「要領の運用」という。）として定め、対策会議を設置して調査を発動する指標や調査対象物質、調査範囲、役割分担等を規定している。

なお、要領の運用の規定内容は、平成 20 年 8 月に環境省が作成した「地下水質モニタリングの手引き」（平成 20 年 8 月環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室）と基本的に整合している。

#### 【参考】地下水質モニタリングの手引き 「汚染井戸周辺地区調査」

##### ①調査地点

（ア）調査地点の設定に当たっては、帯水層の鉛直分布を考慮しつつ、帯水層の構造、地下水の流向・流速等を勘案し、汚染が想定される範囲全体が確認できるように設定することが望ましい。

<sup>1</sup> 環境基準（平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号）又は水道水の水質基準（平成 15 年 5 月厚生労働省令第 101 号）を超過した値が検出された場合をいう。

また、他の機関や部局で行った地下水質調査の結果等も勘案し、汚染が確認された井戸を中心に調査地点を設定する。

- (イ) 調査範囲については、汚染が確認された井戸から半径500m程度を目安として調査可能な地点を選定し、地下水汚染の方向を確認する。全体に汚染が見られる場合は、さらに範囲を広げて調査する。
- (ウ) 地下水の流向が分かっている場合には、その方向に帯状に調査する。
- (エ) 汚染帯水層が判明している場合は、汚染帯水層にストレーナーがある井戸を調査する。なお、汚染が鉛直方向の帯水層にも移行している場合があるため、他の帯水層の測定を検討する。複数の帯水層が汚染されている場合には、汚染範囲は帯水層毎に異なることから、帯水層毎に汚染範囲を把握することが望ましい。
- (オ) 測定地点については、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を重点的に調査する。飲用に供されている井戸については、特段の理由がない限り調査する。なお、調査範囲が広く、対象となる井戸が多い場合は、飲用井戸の調査を優先しつつ、区域を分け順次調査を行う。
- (カ) 既存の井戸を調査することが基本であるが、汚染範囲を的確に把握することが困難となるような大きな空白地区が生じる場合は、観測井を設置することも考慮する。

## ②調査頻度

- (ア) 汚染発見後、できるだけ早急に実施する。事情により、直ちに調査を実施できない場合は、関係機関と連携し、ばく露防止の取組を実施する。汚染原因の特定のための調査を行う場合は、降雨等の影響を避け、できるだけ短期間に行うことが望ましい。
- (イ) 汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等で汚染が確認された場合だけでなく、近傍に排出源の存在が推定され、周辺地域における超過の蓋然性が高い場合にも実施することが望ましい。実施の検討の際には、当該地域の地下水の現在及び将来の用途等を考慮する（例えば、井戸がある場合は優先的に調査の実施を検討する等）。予め、地域毎にどの程度の濃度が検出された場合に汚染井戸周辺地区調査を実施するか（考え方や基準等）を定めておくことも考えられる。

## (1) 現行の地下水汚染確認時の対応

### 1) 地下水汚染に係る情報の提供

新たな地下水汚染が確認された場合には、速やかに周辺住民に対しその事実の周知と飲用指導を行う（周辺地区に飲用井戸がない等、実施の必要がないと判断される場合を除く。）。周知は、報道機関に対し当該地下水汚染に係る情報を提供することをもって行う（戸別訪問又は回覧板等により周辺住民等へ速やかに周知及び飲用指導した場合を除く。）。

### 2) 対策会議の設置、周辺地区調査の実施

地下水汚染が確認された場合等には、必要に応じ対策会議を設置し、周辺地区調査の方法、対策、指導内容について協議する。関係機関は、この協議の結果に基づき、速やかにそれぞれの所掌に係る調査等を実施する。

この対策会議について、要領の運用では以下のとおり具体的に定めている。

## ① 調査対象物質

環境基準<sup>2</sup>又は水道水質基準<sup>3</sup>（以下「環境基準等」という。）が設定されている物質であって、人の健康の保護に関する物質（単独で設定されている亜硝酸性窒素を除く。）を対象としている。亜硝酸性窒素に係る水道水質基準は、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」だけでなく、「亜硝酸性窒素」単独としても設定されているが、亜硝酸性窒素は酸素共存下では容易に硝酸性窒素になること及び調査実態として調査する井戸の多くが浅井戸であることから、環境基準が設定されるまでの間、単独としては調査対象物質にしていない（地下水汚染が確認された場合は、保健衛生部局において飲用指導を行う<sup>4</sup>。）。

## ② 対策会議を設置し、及び調査する発動基準

現行の発動基準は、過去の調査結果（周辺井戸で環境基準等の超過を確認した発端井戸の濃度レベル）を確認した上で、汚染の拡がりやすさ及び人為的物質か否か等を考慮して、環境基準等の 1/5、1/2 又は 1/1 の値で設定している。

ただし、汚染地区に住居等がない場合、環境基準等に適合している場合であって汚染原因が明らかであり、かつ周辺へ汚染の拡がりがないことを確認している場合及び対策会議の構成員が設置の必要なしと判断した場合は対策会議を設置しない。

また、周辺の利水状況等を総合的に勘案して、対策会議の設置の必要性が高いと判断した場合は、発動基準の超過に関わらず、対策会議を設置する。

- ・ VOC 13 物質及び農薬 3 物質：人為的物質であり、汚染が拡がりやすいことから、環境基準等の 1/5 の値で設定
- ・ 重金属 7 物質：自然由来の汚染の場合もあり、汚染が拡がりにくいことから、環境基準等の 1/2 の値で設定
- ・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：環境基準等の 1/2 以下の値が検出された井戸の周辺では環境基準等の超過は確認されなかったこと、家庭菜園等の施肥による小規模発生源が点在していると考えられ、汚染源の特定は難しいと考えられることから、環境基準等の値で設定

<sup>2</sup> 人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

<sup>3</sup> 水道により供給される水として備えるべき要件

<sup>4</sup> 要領の運用 4 地下水汚染が確認された場合における飲用指導等について イ  
「市町村（政令市を含む。）の環境担当課及び保健所又は市水道行政担当課等は、対策会議の構成員から提出された情報を基に、汚染地区の飲用井戸等の所有者に対し、汚染の状況について速やかに周知し、飲用指導を行うものとする。」

表 調査対象物質及び発動基準

| 調査対象物質                                               | 発動基準値   | 参考        |           |
|------------------------------------------------------|---------|-----------|-----------|
|                                                      |         | 環境基準値     | 水道水質基準値   |
| ガドミウム                                                | 0.0015  | 0.003 以下  | 0.003 以下  |
| 全シアン                                                 | 検出      | 検出されないこと  | ---       |
| シアン（シアン化合物イオン及び塩化シアン）                                | 0.005   | ---       | 0.01 以下   |
| 鉛                                                    | 0.005   | 0.01 以下   | 0.01 以下   |
| 六価クロム                                                | 0.01    | 0.02 以下   | 0.02 以下   |
| 砒素                                                   | 0.005   | 0.01 以下   | 0.01 以下   |
| 総水銀                                                  | 0.0005※ | 0.0005 以下 | 0.0005 以下 |
| アルキル水銀                                               | 検出      | 検出されないこと  | ---       |
| P C B                                                | 検出      | 検出されないこと  | ---       |
| ジクロロメタン                                              | 0.004   | 0.02 以下   | 0.02 以下   |
| 四塩化炭素                                                | 0.0004  | 0.002 以下  | 0.002 以下  |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）                          | 0.0004  | 0.002 以下  | ---       |
| 1,2-ジクロロエタン                                          | 0.0008  | 0.004 以下  | ---       |
| 1,1-ジクロロエチレン                                         | 0.02    | 0.1 以下    | ---       |
| 1,2-ジクロロエチレン<br>（シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン） | 0.008   | 0.04 以下   | 0.04 以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン                                       | 0.2     | 1 以下      | ---       |
| 1,1,2-トリクロロエタン                                       | 0.0012  | 0.006 以下  | ---       |
| トリクロロエチレン                                            | 0.002   | 0.01 以下   | 0.01 以下   |
| テトラクロロエチレン                                           | 0.002   | 0.01 以下   | 0.01 以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン                                         | 0.0004  | 0.002 以下  | ---       |
| チウラム                                                 | 0.0012  | 0.006 以下  | ---       |
| シマジン                                                 | 0.0006  | 0.003 以下  | ---       |
| チオベンカルブ                                              | 0.004   | 0.02 以下   | ---       |
| ベンゼン                                                 | 0.002   | 0.01 以下   | 0.01 以下   |
| セレン                                                  | 0.005   | 0.01 以下   | 0.01 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素                                        | 10      | 10 以下     | 10 以下     |
| 亜硝酸性窒素                                               | ---     | ---       | 0.04 以下   |
| ふっ素                                                  | 0.4     | 0.8 以下    | 0.8 以下    |
| ほう素                                                  | 0.5     | 1 以下      | 1 以下      |
| 1,4-ジオキサン                                            | 0.01    | 0.05 以下   | 0.05 以下   |

※ 厚生労働省告示 261 号に定める方法で測定した場合は、0.00025 とする。

### ③ 調査範囲

調査対象物質に関わらず、原則として、発動基準を超過して検出した井戸を中心とする半径 500m の範囲において実施する。

### ④ 調査の役割分担

原則として、工場・事業場に係るものについては環境担当課が、家庭用井戸及び工場・事業場における飲用井戸等に係るものについては保健所又は市水道行政担当課等が実施する。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に関する農業・畜産関係の発生源に係るものについては農と緑の総合事務所が実施する。

## 2. 水道水及び地下水における「PFOS 及び PFOA」の位置付け並びに水質調査状況等

### (1) 水道水

#### 1) 位置づけ

水道水質の観点からは、「毒性評価値が暫定的であったり、検出レベルは高くなく水質基準項目とすることは見送られたものの、水道水質管理上注意喚起すべきもの（水質管理目標設定項目）」として、目標値（暫定）が設定されている（PFOS 及び PFOA として 50ng/L）。

令和 8 年 4 月 1 日付けで、水道水質基準項目に追加され、その基準値は 50 ng/L に設定される（令和 7 年環境省令第 19 号）。

#### 2) 調査状況

測定義務はないものの、水道事業者等が検査を実施している。

### (2) 地下水

#### 1) 位置付け

水質汚濁の観点からは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの（要監視項目）」として、指針値が設定されている（PFOS 及び PFOA として 50ng/L）。

（令和 7 年 6 月 30 日に、環境省が、「PFOS 及び PFOA」の指針値（暫定）の取扱いについて、「指針値（暫定）」を「指針値」とし、PFOS 及び PFOA の合計値として 50ng/L とすると通知した（令和 7 年 6 月 30 日付け環水大管第 2506309 号「水質汚濁防に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」）

#### 2) 調査状況

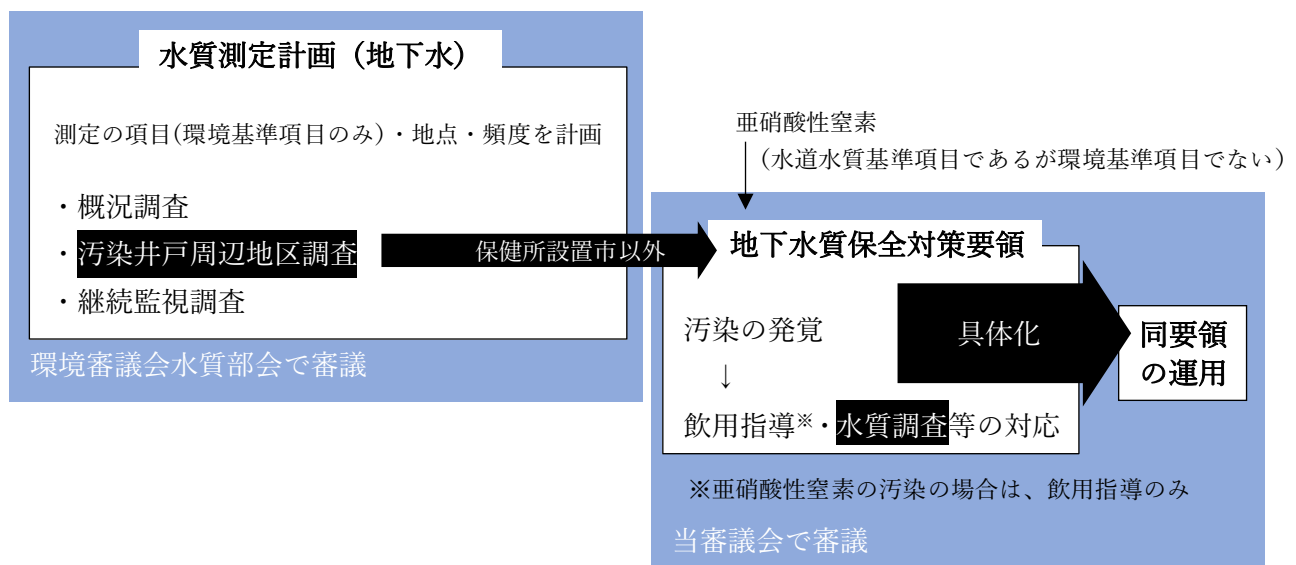
府では、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条第 1 項の規定により、毎年度、公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成しており、この計画における地下水の調査は、府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する「概況調査」、概況調査等により新たに発見された汚染についてその汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する「汚染井戸周辺地区調査」、汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について継続的に監視を行うための「継続監視調査」の 3 区分あるところ、「PFOS 及び PFOA」は、地下水の概況調査の対象物質にしておらず（地下水の概況調査の対象物質は、人の健康の保護に関する環境基準項目のみ）、水道の目標値（暫定）又は地下水の指針値の超過が確認された場合のみ、汚染井戸周辺調査に準じて調査を行ってきた（周辺地区に住居等がない等、実施の必要がないと判断される場合を除く。）。

【参考】2025（令和7）年度地下水質測定計画における汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。概況調査等の結果、調査井戸の周辺において汚染が発生している可能性があるかと判断される場合についても、原則として当該調査を実施することとする。

測定地点は、原則として発端井戸の上流側及び下流側の井戸の所在確認を最大限行い、その他利水状況、工場・事業場の立地状況等を勘案し、設定することとする。

概況調査等により新たに汚染等が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。



なお、環境省から、PFOS 及び PFOA が目標値（暫定）又は指針値を超えて検出された場合の対応に関する参考として、「PFOS 及び PFOA に関する対応手引き」が公表されており、飲用によるばく露の防止の徹底、継続的な監視調査の実施、追加調査の実施等が示されている。この追加調査の実施内容は、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に関するものと同じである。

【参考】PFOS 及び PFOA に関する対応手引き

PFOS 及び PFOA が目標値等を超えて検出された場合の追加調査の実施

地下水については、そのまま飲用に供される可能性が考えられることから、当該地域における飲用井戸等の存在状況を踏まえ、汚染範囲を把握することが考えられる。汚染範囲の把握手法としては、以下の囲み内に記載する「汚染井戸周辺地区調査」が挙げられる。この内容については、「地下水質モニタリングの手引き」（平成 20 年 8 月環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室）を基に、具体的な手法等を改めて整理したものである。「地下水質モニタリングの手引き」は、基本的に地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に関する手引きとして作成したものであるが、地域の実情等を勘案し、調査を実施する場合は参考として活用いただきたい。

なお、調査の結果、目標値等を超え、それが特定の原因によると疑われ、かつ、継続性があると判断される場合は、必要に応じて、排出源の特定のための調査を実施し、濃度低減のために必要な措置を検討することが考えられる。

### (3) 対策を講ずるための根拠法令

排水基準や除去基準等は定められておらず、事業者に対し、PFOS 及び PFOA を貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設の破損その他の事故が発生した場合に、それにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事への届出、PFOS 及び PFOA を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置の義務が課せられているのみである（水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 2 項）。

#### 【参考】水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 2 項

指定施設※を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

※ 公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの※※（第 14 条の 2 第 2 項において「指定物質」という。）を製造し※※※、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

※※ PFOS 及び PFOA は指定物質に定められている。

※※※ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、製造・輸入は禁止されている。

### 3. 地下水における PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）<sup>5</sup>超過状況

#### （1）府域における指針値（暫定）超過事例

これまでに府域において指針値（暫定）超過を確認した事例は、摂津市、四條畷市、大阪市、茨木市、枚方市、交野市及び熊取町の 6 市 1 町で、これらのうち、PFOS 及び PFOA に関する対応手引きや要領の運用その他の規定に準じて、周辺地区調査を実施した事例は、四條畷市上田原地区、茨木市豊原地区、茨木市永代町地区、熊取町大久保東地区及び熊取町大久保西地区の 5 件のみ。

また、汚染原因を推定済又は調査中の事例は、摂津市、茨木市永代町地区及び熊取町大久保東地区のみで、ほぼ原因の特定に至らず調査を終了している。

##### ① 摂津市域

平成 19 年度以降、要領の運用とは別に、府が、フッ素樹脂を製造している事業所が原因の一つと考え、事業所周辺の調査を実施。

当該事業者は平成 24 年に PFOA の取扱いを全廃しているものの、未だに事業所近傍の地下水から指針値（暫定）を超過する値を検出している。令和 6 年度は、事業所周辺の 3 本の井戸を調査し、結果は、PFOS 及び PFOA として 150～30,000ng/L。

##### ② 四條畷市上田原地区

令和 2 年度に、水道水における目標値（暫定）超過（73ng/L）の報告を受けて、府、四條畷市、奈良県及び生駒市が、要領の運用に準じた周辺地区調査を実施。

具体的には、発端井戸から半径 500m 以内の 2 本の井戸を調査し、目標値（暫定）以下であったことから汚染範囲の調査を終了。また、原因の特定に至らなかった。

なお、当該水道水を供給していた浄水場は、目標値（暫定）超過確認後、速やかに休止し、令和 5 年 3 月に廃止されている。

##### ③ 大阪市域

令和 3 年度以降、要領の運用や同種の規程とは別に、市が、各区 1 か所以上における調査を実施（令和 6 年度調査における地下水濃度：PFOS 及び PFOA として 25～1,900 ng/L）。

##### ④ 茨木市豊原地区

令和 3 年度に、市が、独自に行った概況調査において指針値（暫定）超過（200ng/L）を確認したことから、PFOS 及び PFOA に関する対応手引きに基づき、周辺地区調査を実施。

具体的には、発端井戸から半径 500m 以内の 5 本の井戸を調査し、うち 3 地点で指針値（暫定）超過（超過範囲：51～340ng/L）が確認されたことから、超過井戸から更に半径 500m 以内の 2 本の井戸を追加調査し、目標値（暫定）以下を確認し、汚染範囲の調査を終了した。また、原因の特定に至らなかった。

<sup>5</sup> 汚染状況の事例が、指針値（暫定）から指針値への変更前のものであるため、指針値（暫定）としている

## ⑤ 茨木市永代町地区

令和 5 年度に、市が、独自に行った調査において指針値（暫定）超過（92ng/L）を確認したことから、PFOS 及び PFOA に関する対応手続きに基づき、周辺地区調査を実施。

具体的には、発端井戸から半径 500m 以内の 4 本の井戸を調査し、うち 2 地点で指針値（暫定）超過（超過範囲：52～63ng/L）が確認したことから、追加調査予定。原因調査も継続中。

## ⑥ 枚方市域

令和 6 年度に、市が、専用水道における確認検査（自主調査による指針値（暫定）超過の報告を受けて行ったもの）を行い、指針値（暫定）超過を確認したことから、PFOS 及び PFOA に関する対応手続きに基づき、周辺地区調査を実施。

調査中に市域の複数の地区で自主調査による指針値（暫定）超過が報告されたことから、市域を約 2 km ごとに区分（17 地域）した市域全体調査（メッシュ調査）に切り替えて調査を実施したところ、全 17 地域のうち 11 地域で指針値（暫定）を超過（超過範囲：65～290 ng/L）。また、原因の特定には至らなかった。

## ⑦ 交野市域

令和 6 年度に、府及び市が、専用水道における自主調査の結果を受けて、PFOS 及び PFOA に関する対応手続きに基づき、周辺地区調査を実施。

具体的には、発端井戸から半径 500m 以内の 2 本の井戸を調査し、うち 2 地点で目標値（暫定）超過（59～150ng/L）が確認したことから、超過井戸から更に半径 500m 以内の 2 本の井戸を追加調査し、うち 2 地点で目標値（暫定）超過（110～140ng/L）を確認。

汚染の広がりを受け、超過井戸から更に半径 500m の井戸を調査範囲に加えた上で、市域を約 2 km ごとに区分（8 地区）した市域全体調査（メッシュ調査）に切り替えて調査を実施したところ、8 地区のうち全地区で目標値（暫定）を超過（調査結果：5～250 ng/L）。また、原因の特定には至らなかった。

## ⑧ 熊取町大久保東地区

令和 6 年度に、府、熊取町及び泉佐野市が、飲用水における自主調査の結果（667ng/L）を受けて、要領の運用に準じた周辺地区調査を実施。

具体的には、飲用水の原水及び発端井戸から概ね半径 500m 以内の 9 本の井戸を調査し、うち原水及び周辺 6 地点で指針値（暫定）超過を確認したことから（超過範囲：46～73,000ng/L）、汚染範囲の確認のため、超過井戸から更に概ね半径 500m 以内の 6 本の井戸を追加調査し、⑨の発端井戸を除き、目標値（暫定）以下を確認し、汚染範囲の確認のための調査を終了した。なお、⑨は、他の地点と比較して PFOA に対する PFOS の比率が明らかに異なることから、これまでの調査とは別に、当該井戸（熊取町大久保西地区）を端緒とした周辺地区調査を行うこととした。

また、汚染原因の調査のため、超過を確認した事業所内の別の 5 本の井戸を追加調査し、指針値（暫定）超過を確認した（超過範囲：130～12,000ng/L）。一連の水質調査結果から、高濃度地点の絞り込みができたことから、事業者の協力のもと、原因調査を継続中。

なお、高濃度地点の事業者は、自主的に汚染原因を調査中であり、汚染の拡がりを防ぐための対応を検討中。

⑨ 熊取町大久保西地区

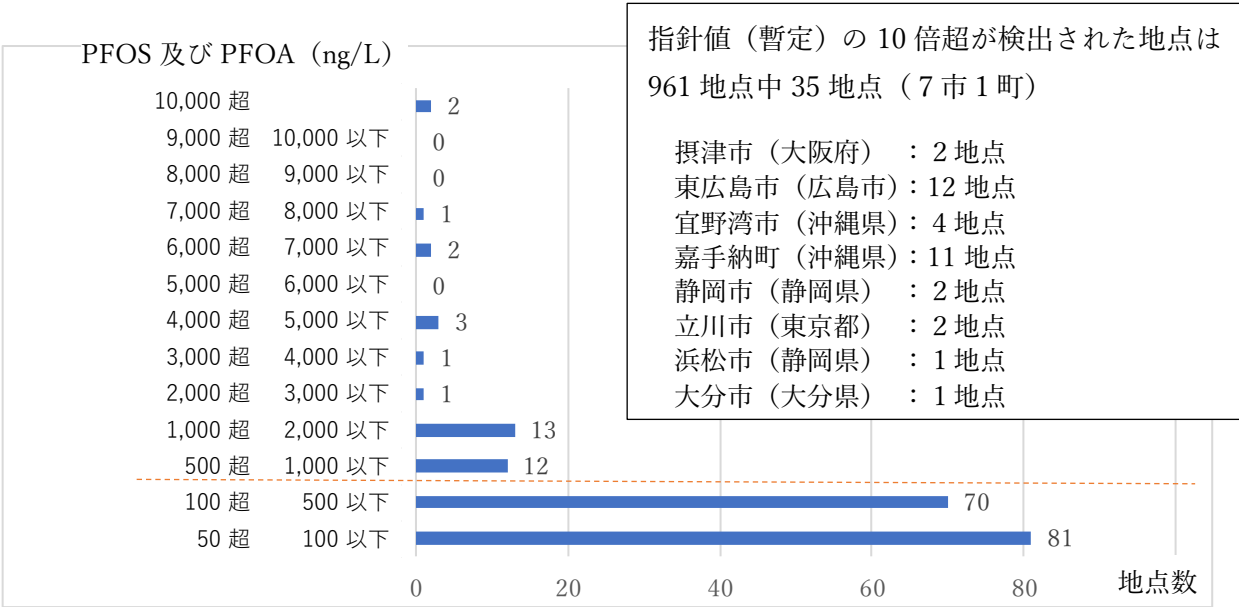
⑧の大久保東地区の汚染範囲を調査している中で、別汚染（PFOS 汚染）として発覚したもので、府、熊取町及び泉佐野市が、要領の運用に準じた周辺地区調査を実施。

具体的には、発端井戸から半径 500m 以内の 3 本の井戸を調査し、うち 1 地点で指針値（暫定）超過（68ng/L）が確認したことから、超過井戸から更に半径 500m 以内の 2 本の井戸を追加調査し、目標値（暫定）以下を確認し、汚染範囲の調査を終了した。また、原因の特定に至らなかった。

（２）全国における指針値（暫定）超過事例

環境省によると、令和 5 年度における全国の地下水の調査結果は、217 市区町村の計 961 地点の調査のうち、49 市区町の計 186 地点で超過したとされている（うち、府域は、大阪市、茨木市及び摂津市の計 18 地点の調査の結果、3 市の計 11 地点で超過）。

このうち、汚染原因の推定ができた事例は 5 件のみ（うち、大阪は摂津市の事例で原因推定済）。



## ① 大阪府（摂津市）

令和 5 年度の地下水の調査結果は、160～26,000ng/L

原因は、（１）①のとおり

## ② 大分市

令和 5 年度の地下水の調査結果は、290、510ng/L

PFOA 含有原料を使用していた事業場が原因であるとされている。当該事業場は、PFOA を含有していない原料への代替措置を実施し、令和 4 年度から地下水の浄化措置を開始。

## ③ 静岡市

令和 5 年度の地下水の調査結果は、700、1,300ng/L

清水地区で過去に PFOA の使用履歴があった事業場周辺での指針値（暫定）超過について、同事業場が原因である可能性が高いとされている。当該事業場は、市雨水幹線や暗渠の補修による地下水対策を実施。

## ④ 京都府（綾部市）

令和 5 年度の地下水の調査結果は、170ng/L

犀川流域の事業場が原因と推察されている。当該事業場は、水処理を改善（活性炭交換）。

## ⑤ 岡山県（吉備中央町）

令和 5 年度の地下水の調査結果は、370ng/L

資材置場に置かれた使用済み活性炭が原因と考えることが妥当とされている（町が設置する原因調査委員会報告書）。